No.162
発行日
平成28年1月31日

REAL PARTNER

秋田宅建会報

CONTENTS

会長新年のあいさつ ……1
紙上研修 ……2
第4回理事会・幹事会 ……4
3地域別研修会 ……4
8地区別研修会 ……5
第5回不動産フェアを実施 ……6
第4回一般消費者セミナーを開催 ……7
空き家問題と宅建業者の役割について……7
不動産業発展のために ……8
「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」への
名称変更に伴う措置について（重要）……10
第35回県協会ゴルフコンペ ……11
第11回県協会ボウリング大会 ……12
レインズ課金制度導入について ……13
会員消息 ……14
秋田レインズ物件種類別在庫数 ……18
庶務報告 ……18

（公社）秋田県宅地建物取引業協会
（公社）全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL（018）865-1671 ㈹　FAX（018）865-1670
発行人　会長・本部長　金 子 健 三
編集人　運営業務委員長　佐 藤 正 雄
印　刷　株式会社くまがい印刷

新年のあいさつ

新年のご挨拶

(公社)秋田県宅地建物取引業協会
(公社)全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
会長・本部長　金子健三

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様には穏やかな新年を迎えられたことと存じます。旧年中は皆様方のご支援とご協力により円滑な会務運営ができましたことを深く感謝申し上げます。

本年もどうか、宜しくお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、本会は公益社団法人として、県民の住生活の安定を第一に考え、消費者保護の観点から不動産取引の適正を確保し、宅建業の健全な発展を目指しております。

日常業務に活かせる充実した研修会の開催をはじめ、不動産広告の適正化への取り組み、消費者を対象とした無料相談、不動産フェアや一般消費者セミナーの開催、また、インターネットを通じた情報提供業務など、多方面から公益に資する事業を展開しております。

このことは、社会的地位の向上による我々不動産業の発展に直接的に繋がってまいりますので、引き続き各種事業へのご理解とご協力をお願い致します。

現在、人口減少、超高齢化社会の到来により、空き家問題が大きくクローズアップされており、秋田県においては特に顕著であります。売買や賃貸の他、管理サービスや人口減少に歯止めを掛けるための移住・定住の促進に向けた取り組みなど、地方創生の観点からもこの空き家問題に関わる事業は、今後の不動産業の新たな柱になるとも言われており、空き家バンクのデータ拡充など、自治体との連携もより一層深めてまいりたいと考えております。昨年度の「空き家対策の推進に関する特別措置法」に続き、平成２８年度税制改正大綱には、全宅連等の要望提言活動が受け入れられ、相続に由来する古い空き家や敷地の有効活用を促進するため、空き家を売却した際に掛かる譲渡所得に関して、３，０００万円の特別控除が導入される予定となっております。また、国は将来の介護施設不足が懸念されるとして、空き家を在宅介護対応住宅として活用し、在宅介護・医療インフラを整備する方針を固めた、という報道もありました。これら対策が空き家問題の解決と不動産流通の活性化に繋がることを期待しております。

昨年４月から、宅地建物取引主任者は宅地建物取引士にとなり、士業としての専門知識の修得、コンプライアンスの遵守はもちろん、多様化する消費者ニーズへの柔軟な対応など、より一層資質の向上が求められております。これを踏まえ、全宅連では取引実務の専門家を育成する「不動産キャリアパーソン」講座を開講しております。実務スキルの更なる習熟を図るため、受講促進に努めてまいります。また、全国ハトマーク１０万会員のスケールメリットを活かした「ハトマーク支援機構」が設立されており、ハトマーク会員企業の業績向上に役立つサービスを提供する企業と提携を結んでおり利用の普及拡大に努め、会員支援業務にも取り組んでまいります。最後に、会員皆様方の益々のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

紙上研修

媒介報酬について

相談者は、中古の戸建住宅を探していたところ、新聞折込広告に気に入った物件があったため、A業者を訪ね、現地案内をしてもらいましたが、価格が6,000万円と予定していた額より高かったため諦めました。

その後、似たような物件を探していたところ、5,800万円の物件が出ていたので、B業者を訪ね、現地案内してもらいました。その物件はA業者の紹介した物件と同一でしたが、5,800万円なので、なんとか購入出来ると思い、B業者に媒介を依頼しました。B業者は相談者の意向を察して5,700万円に下げるよう売主と交渉し、了解をとってくれましたので、契約することになりました。ところが、契約締結後、A業者からその物件を最初に紹介したのはAであるから媒介報酬を支払えと請求されて困っています。現地案内してもらっただけで支払う必要があるのでしょうかという相談でした。

物件を案内しただけでは、報酬請求権は生じません。媒介業者が依頼者に媒介報酬を請求できるためには、次の要件が必要となります。

(1)　免許業者であること（免許業者）

(2)　依頼者（売主又は買主）と媒介業者との間に媒介契約が成立したこと
（媒介契約の成立）

(3)　媒介業者が実際に媒介活動を行ったこと　（媒介行為の存在）

(4)　売主と買主との間に売買契約が成立したこと
（売買契約の成立）

(5)　媒介業者の媒介行為の結果、売主と買主との間で売買契約が成立したこと
（相当因果関係の存在）

本件A業者は、物件案内はしたものの(3)(4)(5)の要件は満たしていませんので、依頼者に対して報酬を請求することはできません。報酬請求権がないにもかかわらず不当に報酬を請求する行為は不正不当行為に該当するとして、宅建業法に抵触すると考えられますので、注意が必要です。なお、媒介報酬は、媒介業者の媒介行為そのものに対する報酬ではなく、媒介行為の成功（契約の成立）に対する報酬（成功報酬）です。

（（一財）不動産適正取引推進機構メルマガ第１０６号「相談・紛争事例等より」から転載

申込のキャンセルと契約の成立について

月曜日に賃貸物件を見に行き気に入ったが、もう少しほかの物件も見たいので、仲介業者にその旨を伝えたら「人気物件だからすぐに契約になる可能性が高い」と言われ、不安になり、重要事項説明を受け、入居申込書を提出しました。契約は土曜日にすることにしました。申込みの際、敷金・前家賃･仲介手数料…等 42 万円を事前に振り込むように言われたので、翌日、振り込みました。ところが、お金を振り込んだ翌日、急に勤務場所が変更になってしまいました。仲介業者に申込みのキャンセルを伝え、支払った金銭の返還を求めていますが、仲介業者は「貸主は承諾しており、重要事項説明を行い、契約に必要な金銭の授受も行われているので、契約は成立している。賃料 1 か月分と仲介手数料の 14 万円は返金できない」といいます。返してもらえないのでしょうか。

契約は、当事者間の意思の合致により成立するのが民法の原則です（諾成契約）。確かに、実務において、書面による契約の締結が完了していない場合でも、形式的に契約書面への当事者の記名・押印が遅れているだけで、実質的に契約は成立しているといえることがあります。しかし、不動産取引においては、原則として、契約は契約条件を定めた書面による契約を締結して成立すると考えられています。東京地裁 平成 3・10・24 判決は「後日契約書を作成調印することにより契約を締結することが明確に予定されている場合においては、それに至る過程での当事者の口頭によるやり取りは、特段の事情がない限り、交渉の一環であり、契約の申込みまたは承諾の確定的な意思表示ではないと推定される」と判示し、諾成契約による契約の成立を否定しています（類似の裁判例は多くあります）。本件においても、申込みの５日後に契約の締結を予定しているのであり、いまだ契約は成立していないといえます。相手方が諾成契約を否定している場合、契約の成立を主張する側には「立証責任」が生じますが、諾成契約による契約の成立を立証することは容易ではありません。

本件仲介業者は、賃貸借契約が成立しているとはいえませんので、仲介手数料（媒介報酬）を請求することはできません。また、申込者が仲介業者に支払った 42 万円は、宅建業法上「預り金」として取扱われ、宅建業者は、申込みの撤回があった場合、受領した預り金の返還を拒むことが禁止されています（宅建業法 47 条の２第３項、施行規則 16 条の 12 第二号）。預り金は、いかなる理由があっても一旦返還すべきであるとされています（宅建業法の解釈・運用の考え方）。したがって、本件仲介業者は、受領している預り金の全額を申込者に返還しなければなりません。

（(一財）不動産適正取引推進機構メルマガ第１０７号「相談･紛争事例等より」から転載

平成２７年度第２回理事会・幹事会

平成２７年１２月２４日（木）　ホテルメトロポリタン秋田

理事・幹事　　25 名出席
監事・監査　　３名出席

審議事項

１．平成２７年度上期事業報告及び決算報告について
２．特定個人情報保護規程（案）について
３．その他報告

審議事項について、執行部原案通りに承認認可されました。
上期予算執行については順調に推移し、問題なく執行されていることを確認しました。
マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用開始を受け、本会での個人番号を内容に含む特定個人情報の取り扱いについて、厳格に運用管理するガイドラインを定めました。
懸案となっていた不動産会館の耐震補強・改修工事について、入札・業者選定・説明会は滞りなく行われ、昨年１１月に着工、本年３月に完工予定で進捗していることが報告されました。２月現在、本会事務所は暫時、会館３階で運営しております。

平成２７年度３地域別研修会

トラブルを未然に防止する流れをつかむ
紛争・裁判時の情報提出でオーナーとの信頼関係維持・強化を

本会と全宅保証秋田本部は、不動産関係法令の知識啓発のため、県北・中央・県南の全県３地域で研修会を開きました。

研修内容は３地域共通で二つの講座が開かれ、県北地域（大館北鹿・能代山本）は平成２７年１０月６日（火）に能代市のプラザ都で３８人、中央地域（男鹿南秋・秋田・本荘由利）は１０月２９日（木）に秋田市のイヤタカで１３０人、県南地域（大仙・横手・湯沢雄勝）は１１月５日（木）に大仙市の大曲プラザたつみで４６人が参加して行われました。

有限会社プランサービスの本鳥有良氏を講師に招いた「不動産売却の基礎」では、宅建業の営業担当者は消費者に対し、専門家としての適切なアドバイスや積極的な実行支援を行うことが大切で、不動産取引のプロとして消費者の不安や疑念を払拭し、冷静な判断のもと望ましい選択ができるようアドバイスすることなどを説き、集客・受付・調査・売買契約などでトラブルを未然に防止する流れについて詳しく解説しました。

武市法律事務所の武市吉生弁護士による「賃貸管理物件の紛争・裁判時に提出すべき情報」では、借家・借地における契約締結時・継続中・終了時にありがちなトラブルとして、重要項目の不告知による損害賠償、賃料の減額・増額、老朽化に伴う借り主への退去要請、借地人による無断増改築、原状回復費用充当敷金の返還請求などの具体例を挙げながら、賃貸管理物件で生じる紛争はどのようなものか、どのような裁判になるか、宅建業者としてどのような情報を提供すべきかをテーマとして講義が行われました。

参加者は、取り引きの安全を確保する業務の遂行や、万が一紛争が生じた際に宅建業者としてオーナーとの信頼関係の維持・強化に資する必要適切な情報提供について学びました。

（県北地域　能代市プラザ都）

平成２７年度８地区別研修会

不動産コンプライアンス：企業人として社会倫理の遵守を
税制改正／空き家譲渡所得で特別控除が創設

本会と全宅保証秋田本部は、平成２７年８月から１０月にかけて、会員及びその従業員のほか、会員以外の宅地建物取引業に従事する人や、これから従事しようとする人などを対象として、宅地建物取引業者に必要な不動産関係法令の知識啓発のため、研修会を実施しました。

研修会は、大館北鹿・能代山本・男鹿南秋・秋田・本荘由利・大仙・横手・湯沢雄勝の８地区別に行われ、総計２９１名（２３８社）が受講しました。

各地区の内容は共通で、公益財団法人不動産流通推進センターの教育事業部参事の並木英司氏と冨田海氏による「不動産コンプライアンス＝法令遵守だけじゃない！日常業務に落とし穴」、財務省東北財務局秋田財務局長の和賀久好氏による「税制改正について」と題した講座を開きました。

「不動産コンプライアンス」講座では、コンプライアンスを宅建業法等を始めとする法令や社内ルールの遵守に加え、社会倫理に適切な配慮をし、公正な企業活動をすることとして広く捉えることが必要と訴え、企業人として一人ひとりがコンプライアンス意識を持つ姿勢が大事であり、職場での議論などを推奨し、トラブルやクレームが、コンプライアンス違反に起因する不動産流通業界の構造と、日常の実務における要因別のケースに対するガイドラインを解説。企業人としての理念やビジョン、創業精神を持つことがとがコンプライアンス・社会倫理の遵守につながると強調しました。

「税制改正」講座では、県内経済概況や消費傾向などを説明した上で、税制改正大綱を解説。 不動産業界に大きく関係する点として、空き家の有効活用を促進するため、空き家の譲渡所得について３０００万円を特別控除する措置が創設され、適用期間や家屋の要件、譲渡の要件などのポイントが示されました。

（横手地区　松與会館）

第５回 不動産フェアを実施

９月２３日は「不動産の日」
無料相談所・登録物件展示

本会は公益目的事業の一環として、一般消費者の日頃の疑問や身近な相談に応じ、広く物件の情報を提供しようと恒例の不動産フェアを、平成２７年９月２３日「不動産の日」に開催しました。

より広く消費者に「不動産の日」を認知してもらおうと、地域密着として大館北鹿は大館市のいとく大館ＳＣ、能代山本は能代市の能代市のアクロス内いとく能代ＳＣ、男鹿南秋は潟上市の天王グリーンランド、秋田は秋田市のエリアなかいちにぎわい交流館ＡＵ、本荘由利はイオンＳＣ本荘店、大仙は大仙市のタカヤナギグランマート中通店、横手は横手市のタカヤナギグランマート婦気店、湯沢雄勝は湯沢市のタカヤナギグランマート湯沢インター店の県内８地区で同時に開催。

各会場では、安全・安心で適正な取引に関する知識や、各種制度などの普及啓発をテーマに、一般消費者を対象とした不動産無料相談所の開設、県内不動産のポータルサイト「ハトマークサイト秋田」登録物件の展示、インターネットによる検索コーナーの設置、アンケート調査などを実施しました。

無料相談は９件を受け付け、物件の売買に関する不安や疑問点、相続に関する事柄などで「どうしたらよいのか」「時間や費用はどの程度かかるのか」といった相談が多く寄せられました。

第４回一般消費者セミナー
「マイナンバー制度が及ぼす相続税・贈与税の影響について」市民の関心高く大盛況

本会と全宅保証秋田本部による公益目的事業の一環として、第４回一般消費者セミナー「マイナンバー制度が及ぼす相続税・贈与税への影響」を平成２７年１２月４日（金）、秋田市の秋田キャッスルホテルで開催しました。

鈴木明夫税理士事務所の鈴木明夫税理士を講師に招き、マイナンバー制度（社会保障･税番号制度）と、相続税・贈与税への影響について解説しました。

相続のケースでは、従来は各種手続きが煩雑だったが、マイナンバー制度の導入によって、事務的な負担が軽減されることなどが期待されている反面、申告漏れが、厳しく指摘されることにもなり得るといった注意点が指摘されました。

時宜を得た内容のセミナーとして、毎回多くの参加者に喜ばれておりますが、今回は予想参加人数３０人を大幅に上回り、市内外から高齢者を中心に約８０人が来場。立ち見の出る大盛況のセミナーとなりました。マイナンバー制度について、「マイナンバーとは何か」「隠し財産（タンス預金など）も明らかになるのか」など素朴な疑問を持つ市民も多く、関心は非常に高いことがうかがえました。

参加者からのアンケート結果からも「役に立った」「また良いセミナーをやってください」というメッセージが多く寄せられました。

市民の関心に沿った情報提供として、第５回セミナーを開催する予定です。

空き家問題と宅建業者の役割について
広がる空き家問題――地域社会に根ざした宅建業者として各自治体と協力体制を敷いています

近年、過疎化や高齢化などの社会背景の影響により「空き家等の管理が困難」「遠方に居住していいて頻繁に管理できない」、また「固定資産税の都合で解体できない」「相続問題が解決していない」など、さまざまな理由で全国的に空き家が増えています。

空き家は防災や衛生、景観など、さまざまな面から近隣住民の生活に悪影響を与えることから、国は平成２７年５月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空き家対策特別措置法）を施行し、国土交通省や総務省から空き家の適正管理や活用に関する指針を示しました。この法律は、所有者に空き家等の適正管理を義務付け、放置空き家等の所有者に対して改善の命令や勧告を行うものです。

本県の各市町村でも、空き家適正管理条例（空き家条例）などを制定し、空き家バンクを開設するなどの取り組みが進んでいます。空き家を地域にある資源として捉え、定住人口の増加などをはじめとした地域の活性化や、放置空き家の適切な管理を通して防災や防犯などに努め、地域の安全性を高めるなどの動きが活発となっています。

こうした社会情勢を受け、本会では安定した住環境の維持･向上に資するべく、秋田市をはじめ大館市、由利本荘市、大仙市、横手市及び湯沢市と空き家対策の協力体制を敷いています。

各自治体に寄せられた居住用や事業用の空き家物件の売買や賃貸借の契約に関する媒介や代理などについて、安心かつ確実な契約が行われるよう、地域に根ざしている宅建業者として当会会員名簿の提供や、協議会等への参画を行っております。

会員が取引に関する媒介等の依頼を受託した場合は、相互に協力することにより、空き家の活用や適正な管理を円滑に推進することができます。

会員のみなさまも、空き家問題を通して、地域社会の期待に応える意義深い機会と捉え、ご協力をお願いいたします。

不動産業界発展のために ～消費者の視点で～

消費者を守る制度は、事業者の健全な経済活動も守ります

●不動産無料相談所

一般相談・苦情解決
専門相談員が適切に対処

当会と保証協会秋田本部は共同で不動産無料相談所を運営しており、専門の相談員が適切なアドバイスをしています。

無料相談所では「一般相談」として不動産に関するさまざまな相談や、「苦情相談」として会員が行った取引に関する苦情を解決するための相談（※１）を受け付けています。

そのうち「苦情相談」は、専門相談員が適切な対処や助言をすることで、迅速かつ的確に問題を解決するよう努めています。消費者の利益を守り、信頼を得ることができれば、不動産業界全体として円滑な不動産取り引きを進めることにつながります。会員の皆さま一人ひとりのご理解が、そのための原動力です。

相談の受付場所は秋田県不動産会館で、受付時間は毎週水曜日午後１時から午後４時まで。祝日・夏季・年末年始・当会並びに保証協会秋田本部の休業日は休みとなります。

受付方法は電話か来所になりますが、苦情相談は来所のみとなります。文書や電子メールでの相談は受け付けておりません。

【脚注】
※１【苦情相談業務】公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会が行う宅地建物取引業法第６４条の５に定める苦情の解決業務として、保証協会会員を相手方とする宅地建物取引についての苦情の解決を目的とする相談の受付業務

●東北地区不動産公正取引協議会の取り組み

一般消費者は不動産の適正な選択を
事業者は自由で公正な競争を

消費者と事業者をつなぐ広告には、チラシ・新聞広告・ダイレクトメール・物件情報誌・インターネットなど、さまざまな媒体があります。

適切な広告は、消費者への有益な情報提供となり、価値ある検討材料となります。事業者にとっても積極的な情報発信は、販売促進に大きな効果があります。

しかし、虚偽広告や誇大広告など不当なものであれば、消費者の判断を誤らせ、多大な迷惑をかけることにつながります。結果、事業者の信用を損なうばかりか、自由競争の乱れは不動産業界全体への不信感を生むことにもなりかねません。

このような事態が起こらないよう、不動産業界では景品表示法に基づき（※１）、自主的に定めた不動産広告などに関するルール「不動産の表示に関する公正競争規約」など（※２）を定めています。

各地区の不動産公正取引協議会が統一的に運用しており、本会は東北地区不動産公正取引協議会に加盟し、▽公正競争規約の周知徹底▽規約に関する相談・加盟事業者の指導▽法令の普及と違反の防止▽規約違反の調査・措置（警告や違約金の課徴など）▽表示の適正化に関する研究▽一般消費者からの苦情処理――などに取り組んでいます。

この規約は、不当な顧客の誘引を防止し、消費者自らが合理的に選択できるように、という消費者を守るものですが、事業者の自由で公正な競争秩序を守るものでもあります。

消費者に安心感を提供することは、不動産業界の健全な発展にも大きく寄与します。会員の皆さまには、適正な不動産広告へのご理解をいただきますようお願いいたします。

【脚注】

※１不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条（協定又は規約）による。

事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

※２「不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」

●不動産関係法令の理解を深め関連知識を学びましょう

地区別・地域別研修会にご参加ください

本会は、会員の指導育成に関する事業などを通じて、県内の宅地建物取引業の健全な発展と、一般消費者の保護やその住生活の安定・向上に寄与することを目的としています。

そのため県内の宅地建物取引業者や、これから従事しようとしている人などを対象として、必要な情報の提供と資質の向上を図るため、３地域別研修会・８地区別研修会を実施しています。

不動産関係法令の理解をより深める関連知識など、学ぶべき点の多い研修会となっていますので、ぜひご参加ください。

●ハトマークサイトリニューアル

より充実したサイトのために物件情報の提供を

不動産情報ポータルサイト「ハトマークサイト」が、機能を新たにリニューアルいたしました。

「ハトマークサイト」は、会員の皆さまのご協力により県内の物件情報を登録していただくことで、賃貸マンション・アパート検索、賃貸オフィス・店舗・駐車場検索、売買物件・不動産検索、最寄りの不動産会社検索などに役立っております。

今回のリニューアルでは、物件の地図表示が可能になり、物件を探す消費者にとって周辺環境を視覚的・直感的に確認がしやすくなるなど、利便性がより一層向上し今後も「ハトマークサイト」利用者の増加が見込まれます。またＢｔｏＢ（企業間取引）機能が追加され会員のメリットも拡充されました。

宅建業界にとってもインターネット戦略が重要視される中、消費者の期待に業者も応えていかなければなりません。現在の登録数は１２００件余りとなっておりますが、登録数を増やすことで、県内物件検索サイト・不動産情報ポータルサイトとしての有用性も向上します。

会員の皆さまからの物件情報の提供・登録は、物件探しに直接貢献でき、消費者への大きな助力となるほか、間接的に地域の不動産業者への信頼向上や需要喚起も期待できます。

全県各地の物件情報の提供・登録をお願いいたします。

◇ ハトマークサイト秋田 ◇
http://www.akita-takken.jp/hatomarksite_akita/

― 重　要 ―

＜免許更新手続き期間＞
宅建業免許の有効期間の満了日の９０日前から３０日前まで

期限が一日でも過ぎた場合、期間満了により従前の免許は失効となり業務に支障をきたすばかりでなく、新たな免許取得による協会への再加入等の手続きと費用が発生することとなります。くれぐれもご注意下さいますよう、お願い致します。

「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」への名称変更に伴う措置について

宅地建物取引業法の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日より「宅地建物取引主任者」は、「宅地建物取引士」に名称変更されることとなり、旧宅地建物取引主任者の名称は使用できないこととなります。
つきましては、係る措置について以下のとおり、お願い申し上げます。

1．媒介契約書・重要事項説明書・契約書などの書面
自社で制作されている各種書面の「宅地建物取引主任者」の記述をすべて「宅地建物取引士」に変更して下さい。既に印刷されている書面を使用する場合は、取消線などで修正して下さい。
本会 H.P. ダウンロード用書式は H27.4.1 より変更されますのでご利用下さい。
注）取引士の略称は使用できません。ただし、書面の冒頭に、（宅地建物取引士は、以下「取引士」という。）と記述があれば、その書面内で略称を使用することはできます。

2．宅地建物取引業者票
店頭に掲げている「宅地建物取引業者票」につきましては、下記のとおり修正して下さい。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	
免許有効期限	
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の~~取引主任者~~の氏名	
主たる事務所の所在地	

宅地建物取引士
に修正して下さい。
注）取引士の略称は使用できません。

3．宅地建物取引主任者証の取り扱いについて
平成 27 年 4 月 1 日以降も、経過措置として現に交付されている宅地建物取引主任者証だけは、宅地建物取引士証とみなされますので、変更の手続きは必要ありません。
ただし、宅地建物取引士証に切替を希望される方は、再交付申請に必要な書類と申請手数料 4,500 円を添え、秋田県地域振興局建設部の窓口にて申請して下さい。（有効期限は旧証と変わりません。）

第35回 県協会ゴルフコンペ

平成２７年９月９日(水)

第３５回県協会ゴルフコンペが平成２７年９月９日（水）、三種町の森岳温泉３６ゴルフ場で開催されました。

森岳温泉３６ゴルフ場はリーズナブルな料金設定で人気のコース。この日は荒天の予報がありましたが、幸い雨も降らず、無事に実施できました。県内各地区から参加した２１名は、大自然を感じる山中の涼しい風に吹かれながらプレーを楽しみました。

競技は団体戦と個人戦が行われ、団体戦は田村光弘氏（大館北鹿地区・城南不動産）、安部正雄氏（大館北鹿地区・(有)安部工務店）、澤木繁則氏（男鹿南秋地区・澤木材木店）のチームが優勝を飾りました。個人戦は、又井忠美氏（大仙地区・(株)建匠）が優勝、松岡修氏（男鹿南秋地区・(株)松岡技研）が準優勝、田村光弘氏（前出）が3位となりました。

来年度も他地区の会場を検討しておりますので、ふるってご参加ください。

個人戦戦績表

順位	氏名	OUT	IN	TOTAL	HDCP	NET
優勝	又井　忠美	46	49	95	22.8	72.2
準優勝	松岡　　修	41	42	83	9.6	73.4
3位	田村　光弘	40	44	84	9.6	74.4
4位	川村　　暢	48	46	94	19.2	74.8
5位	丹波　正弘	49	51	100	25.2	74.8
6位	安部　正雄	41	46	87	12.0	75.0
7位	石坂　和彦	44	41	85	9.6	75.4
8位	板垣　春生	46	44	90	14.4	75.6
9位	澤木　繁則	45	43	88	12.0	76.0
10位	赤田　英博	45	44	89	12.0	77.0
11位	又井　静子	56	55	111	33.6	77.4
12位	伊藤　秀行	49	54	103	25.2	77.8
13位	佐藤　健一	48	46	94	15.6	78.4
14位	谷地田　覚	56	55	111	32.4	78.6
15位	金　　賢樹	52	50	102	22.8	79.2
16位	虻川伸一郎	45	48	93	13.2	79.8
17位	五十嵐　徹	51	47	98	16.8	81.2
18位	佐藤　孝一	56	47	103	21.6	81.4
19位	熊谷　　勝	58	49	107	25.2	81.8
20位	菅原　　敬	54	59	113	30.0	83.0
21位	藤田　雅之	59	56	115	31.2	83.8

団体戦戦績表

順位	チーム名	氏　名	スコア（ネット）	計
優勝	E	田村　光弘	74.4	225.4
		安部　正雄	75.0	
		澤木　繁則	76.0	
準優勝	G	松岡　　修	73.4	227.4
		石坂　和彦	75.4	
		谷地田　覚	78.6	
3位	F	又井　忠美	72.2	228.4
		伊藤　秀行	77.8	
		佐藤　健一	78.4	
4位	B	板垣　春生	75.6	235.6
		赤田　英博	77.0	
		菅原　　敬	83.0	
5位	C	川村　　暢	74.8	236.4
		虻川伸一郎	79.8	
		熊谷　　勝	81.8	
6位	A	又井　静子	77.4	237.8
		金　　賢樹	79.2	
		五十嵐　徹	81.2	
7位	D	丹波　正弘	74.8	240.0
		佐藤　孝一	81.4	
		藤田　雅之	83.8	

第11回 県協会ボウリング大会

番狂わせで盛り上がり

恒例のボウリング大会は平成27年11月13日(金)、秋田市中通のボウルジャンボ秋田で行われ、秋田市を中心に12名が参加し、ボールさばきの腕を競いながら親交を深めました。

試合は個人戦と団体戦が行われ、団体戦では、三浦則昭氏（秋田地区・昭和不動産（株））・佐藤俊誉氏（秋田地区・(株) PMC）・木村正之氏（秋田地区・(有) すぐる不動産）のチームが優勝しました。個人戦では、榎健吾氏(秋田地区･(有)榎竹商事)が見事優勝を飾り、三浦則昭氏（前出）が準優勝、池田洋介氏（秋田地区･共和ホーム(株)）が3位となっております。おめでとうございます。

今回は、例年の上位者が首を傾げるほど調子を崩すなど番狂わせも起き、最後まで結果の見えない試合展開に大いに盛り上がりました。

大会後は、秋田市中通の「和ごころ」で表彰式と懇親会が行われ、参加者は親睦を温めました。

ボウリングは気軽に楽しめるレクリエーションです。今回参加できなかった会員の皆様も次の機会にぜひご参加ください。

個人戦戦績表

順位	氏名	スコア
優勝	榎　健吾	546
準優勝	三浦　則昭	424
3位	池田　洋介	424
4位	又井　忠美	418
5位	佐藤　俊誉	393
6位	又井　静子	389
7位	木村　正之	371
8位	池田喜代秀	354
9位	佐々木　悠	354
10位	中野　剛	354
11位	木村　明博	323
12位	西村光太郎	290

団体戦戦績表

順位	氏　名
優　勝	三浦　則昭
	佐藤　俊誉
	木村　正之
準優勝	又井　忠美
	又井　静子
	池田喜代秀
3　位	榎　健吾
	木村　明博
	西村光太郎
4　位	池田　洋介
	佐々木　悠
	中野　剛

東日本レインズの課金制導入について

東日本レインズは、来年４月１日から情報の検索・取得に関して課金制度を導入し原則有料での利用となります。

課金については、物件条件検索、成約条件検索及びそれらの詳細検索が１件あたり５円となっておりますが、課金対象となる機能別に利用件数の基準値を設定しており、これを超えた部分のみが対象となります。

物件条件検索及び物件詳細検索は月間各３０００回、成約条件検索及び成約詳細検索は月間各３００回が基準値で、これを超えた部分のみが対象となります。

この基準値の範囲内であれば、従来通り無料で利用することが出来ます。また、基準値を超えて課金されたとしても、成約登録１件あたり３０円をマイナス課金する仕組みも同時に導入されておりますので、詳しくは、レインズＩＰ型のトップページ又は平成２８年１月に送付致しました「課金制度のお知らせ」をご参照下さい。

法定講習案内

平成２８年度本会主催の法定講習は下記の日程となっておりますので、宅地建物取引士証を更新される方は、是非、本会が行う法定講習を受講されますようお願い致します。

	開　催　日	対　象　者	会場
第１回	平成 28 年 7 月 18 日（月・祝）	新規及び更新（宅地建物取引士証の有効期限が平成 28 年 12 月 31 日迄）の方	秋田キャッスルホテル
第２回	平成 28 年 11 月 6 日（日）	新規及び更新（宅地建物取引士証の有効期限が平成 29 年 4 月 30 日迄）の方	秋田キャッスルホテル
第３回	平成 29 年 2 月 12 日（日）	新規及び更新（宅地建物取引士証の有効期限が平成 29 年 8 月 10 日迄）の方	秋田キャッスルホテル

≫ 新規の方：開催日の２ヶ月前までにご連絡ください。
≫ 更新の方：所定の期日に講習案内を送付します。

お知らせ

高橋義明氏　旭日双光章受章

高橋義明氏（元副会長、現湯沢開発（株）代表取締役会長）が、永年に亘り宅地建物取引業に精励するとともに、地域社会の発展に寄与したとして、平成 27 年秋の叙勲（11 月３日文化の日）において旭日双光章受章の栄に浴されました。おめでとうございました。

会員消息

平成27年8月1日から平成28年1月31日まで

※会員名簿に変更等の記載をお願いします。

新入会員

免許番号 免許年月日	(1)2201　H27.7.15
商号又は名称	(株)マサカ
代表者(政令使用人)	真坂　　弥
専任宅地建物取引士	眞坂　千穂

事務所所在地	〒015-0854 由利本荘市上大野28番地
TEL	0184-24-1012
FAX	0184-24-1013
E-MAIL	masaka.a@gol.com

免許番号 免許年月日	(1)2203　H27.8.28
商号又は名称	(有)佐々木工務店
代表者(政令使用人)	佐々木長利
専任宅地建物取引士	佐々木智昭

事務所所在地	〒019-2334 大仙市木原田字中野153
TEL	0187-77-2708
FAX	0187-77-2710
URL	http://sasaki-koumuten.fte.jp
E-MAIL	Sasaki-koumuten@guitar.ocn.ne.jp

免許番号 免許年月日	(1)2205　H27.11.5
商号又は名称	(株)ユタカ建築
代表者	土崎　　穣
専任宅地建物取引士	土崎　　涼

事務所所在地	〒018-2501 山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台26-1
TEL	0185-76-3863
FAX	0185-76-4520

免許番号 免許年月日	(1)2204　H27.10.19
商号又は名称	(有)中田工務店
代表者	中田　　實
専任宅地建物取引士	佐々木浩子

事務所所在地	〒019-1235 仙北郡美郷町金沢西根字上石町214-1
TEL	0187-83-2460
FAX	0187-83-2459
URL	http://misato-nakatabuilder.wix.com/home
E-MAIL	info@nakata-builder.co.jp

免許番号 免許年月日	(1)2206　H27.11.6
商号又は名称	(株)アール･エステート
代表者	小松谷行義
専任宅地建物取引士	渡邉　康男

事務所所在地	〒013-0037 横手市前郷二番町11-15　3F
TEL	0182-36-6455
FAX	0182-23-5178

免許番号 免許年月日	(1)2207　H27.11.6
商号又は名称	(有)カントリーガーデン
代表者	山形　信之
専任宅地建物取引士	金　亜起菜

事務所所在地	〒019-1512 仙北郡美郷町本堂城回字新谷尻202-3
TEL	0187-85-3959
FAX	0187-85-3969
URL	http://www.country-garden.jp
E-MAIL	nobuyuki@country-garden.jp

退会

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代　表　者	退会年月日	退会理由	名簿頁
大館北鹿	(5)2089	たけ不動産	竹村　寅彦	H27．9.30	廃止	21
大館北鹿	(3)1804	（有）北都不動産	北林　富秋	H27.10.29	廃止	20
能代山本	(5)1512	丸米建設（株）	田中金治郎	H27．9.28	廃止	28
秋　　田	(2)2014	朝日不動産販売（株）	熊谷　邦夫	H27.12．1	合併による消滅	58
秋　　田	(3)1905	松下不動産	松下　龍一	H27．9.14	廃止	55
秋　　田	(3)1938	あきた FP 企画事務所	吉田　邦男	H27．8.27	廃止	56
大　　仙	(7)3827	東北ミサワホーム　県南営業課	南雲　秀夫	H27.11．9	支店廃止	89
大　　仙	(1)2109	高英フォレスト（株）	小松　俊美	H27 .9.29	廃止	85
横　　手	(4)1774	西田建設（株）	西田　　勉	H27．8.28	破産	93
湯沢雄勝	(3)1846	わかば住宅	後藤　敬介	H28．1．7	廃止	100

変更等

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
大館北鹿	秋北バス（株）	代　表　者	太田吉信（退）小畑保彦（就）	18
大館北鹿	（株）ハシモトホーム　大館支店	代　表　者	橋本貞夫（退）橋本吉徳（就）	26
大館北鹿	（有）ホテヤ不動産	専任宅地建物取引士 従　業　者	布袋屋サチ子（従業者から） 沢田　碧（就）	18
大館北鹿	（株）秋田ホーム	従　業　者	田畑一樹（就）	18
能代山本	高田住宅工業（株）	宅地建物取引士	小野正子（就）	28
能代山本	（株）町家工房	代　表　者	日沼友明（退）杉山忠昭（就）	30
能代山本	秋田開発（株）	代　表　者	堀内金蔵（退）佐藤タミヱ（就）	28
能代山本	朝日綜合（株）　アパマンショップ能代店	従　業　者	森田美貴子（退）伊藤美子（退）武田聡子（退） 佐々木聡子（就）小野寺明子（就）	33
能代山本	（株）丹波住建	従　業　者 U　R　L E - m a i l	菅　光宏（退） http://www.tanba-juken.com/ guest@tanba-juken.com	29
能代山本	（株）能代興産	代　表　者	梅田味伸（退）梅田佳洋（就）	28
能代山本	成田建設（株）	宅地建物取引士 従　業　者	鷲谷　進（就） 佐藤陽幸（就）	30
能代山本	（株）ユタカ建築	組　織　変　更	ユタカ建築→（株）ユタカ建築	30
能代山本	（株）丹波住建	宅地建物取引士	大山智則（就）	29
男鹿南秋	むつみホーム（株）	従　業　者	米田瑠衣子（退）泉田由華（就）	37
男鹿南秋	アイホームプラザ（株）	従　業　者	越前屋信夫（就）	36
秋　　田	（株）秋田住宅流通センター　本店 秋田中央店 秋田駅前店 駅東口店 泉店 有楽町店	従　業　者	大原町子（退）佐藤有佳（退）富山　瞬（退） 中嶋智子（就）籾山千絵（就） 原田智彦（就）斎藤　新（就）伊藤久美子（就） 成田　淳（退）三浦佑介（退）高橋真由美（就） 佐藤　尚（就） 内海千鶴子（退） 佐藤　尚（退）佐々木雄佑（就） 正木五十鈴（退）清橋理絵（就） 安田一弘（退）	48 65 65 66 66 66
秋　　田	（株）PLAN　DO　SEE　秋田支店	所　在　地	〒010-0951　秋田市山王 5-9-11　山王ガーデンビル 2B	70
秋　　田	（有）エル・コミュニケーションズ　本店 泉店 広面店	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従　業　者 専任宅地建物取引士 従　業　者 従　業　者	大竹正明（退）佐々木隆志（就） 斉藤満貴子（退） 土田　亘（退） 阿久津正夫（退）大竹正明（就） 鎌田和紘（退）土田　亘（就） 柴田真一	55 67 67
秋　　田	朝日綜合（株）　アパマンショップ秋田泉店 アパマンショップ山王店	従　業　者 従　業　者	寺田そよ香（就）北島呉茜（就） 小野寺明子（退）	65

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋　田	（有）ローヤル不動産	従　業　者	碓氷　茂（退）福岡由紀子（就）	53
秋　田	（有）田崎建設	専任宅地建物取引士	岩澤克則（退）佐々木勉（就）	52
秋　田	（株）プライムハウス	専任宅地建物取引士 従　業　者	横山伸司（退） 伊藤千秋（就）	53
秋　田	（有）エル・コミュニケーションズ 広面店	従　業　者	播磨屋小春（就）	55
秋　田	（株）財産コンサルティング	従　業　者	工藤貴博（就）伊藤　航（就）設楽菜津美（就） 藤田星奈（就）信田友弥（就）	51
秋　田	（株）相互物産	U　R　L	http://www.mutual.server-shared.com/	44
秋　田	トーケンホーム（株）	従　業　者	近野裕樹哉（就）	48
秋　田	（有）新屋不動産	宅地建物取引士	渡邉一眞（就）	56
秋　田	イーワンホーム（株）	所　在　地	〒010-1437　秋田市仁井田緑町 86 番 1 号	57
秋　田	三光不動産（株）	専任宅地建物取引士 従　業　者	三浦智敦（退） 田中　亮（退）	64
秋　田	（株）清和エステート	T　E　L F　A　X	018-893-3876 018-893-3876	61
秋　田	（株）ノーベル不動産	専任宅地建物取引士	安田満穂（退）	46
秋　田	（株）建築企画	代　表　者	阿部隆太（就）	55
秋　田	（株）財産コンサルティング	宅地建物取引士 従　業　者	伊藤愛美（退） 鷲谷　悟（退）信田友弥（退）	51
秋　田	新あきた農業協同組合	従　業　者	鎌田雅之（退）進藤良憲（就）	53
秋　田	（株）MJ 不動産	代　表　者	佐々木　満（退）高橋　正（就）	60
秋　田	マスターピース不動産（株）	宅地建物取引士	佐藤美希（就）	58
秋　田	（株）モリ不動産　秋田支店	所　在　地 専任宅地建物取引士	〒010-0041　秋田市広面字屋敷田 311-1 三浦由紀子（退）	67
秋　田	山二建設資材（株）	従　業　者	中村富太郎（退）坂本宗一郎（退）山浅　仁（就）	59
秋　田	東北ミサワホーム　秋田支店	宅地建物取引士 従　業　者	高橋　努（就）田中秀介（就） 菅原由美子（就）加賀谷英紀（就）鈴木　忍（就）	67
秋　田	（株）モリ不動産　秋田支店	従　業　者	沢田将幸（退）	67
秋　田	（株）ハシモトホーム　秋田支店	代　表　者	橋本貞夫（退）橋本吉徳（就）	70
秋　田	（株）グレイスランド	所　在　地	〒010-0914　秋田市保戸野千代田町 13-1 セレクトビル 1 F	56
秋　田	積和不動産東北（株）　秋田営業所	政令使用人 専任宅地建物取引士 従　業　者	森谷　忍（退）高坂晋太郎（就） 森谷　忍（退） 石垣　萌（就）	69
秋　田	髙松木材（株）	従　業　者	相場祐子（退）	45
秋　田	（有）南開発	従　業　者	長谷川竜一（退）	53
秋　田	（株）土屋ホーム　　秋田支店	従　業　者	伊藤　晃（就）中村伸一（就）渡邉道治（就） 椎名たか子（就）菅原明菜（就）	70
秋　田	（有）トータルホームサービス	従　業　者	正木　恵（就）	60
秋　田	（有）サイエー	従　業　者	伊藤博文（退）	52
秋　田	（有）南開発	所　在　地	〒011-0936　秋田市将軍野南三丁目 1-35	53
秋　田	（株）クリエイトコーポレーション	専任宅地建物取引士	松田信直（退）西村ミワ子（就）	59
秋　田	（株）アクネス不動産	宅地建物取引士	鷲谷信広（就）	58
秋　田	秋田大学生活協同組合	宅地建物取引士 従　業　者	工藤晴美（就） 上野　歩（就）田中康之（就）引間孝明（就） 皆川有香（就）村田　脩（就）植田孝平（就） 小西　蘭（就）佐久山直起（就）田崎智巳耶（就） 千葉佳純（就）前田耕永（就）太田未也来（就） 鈴木智大（就）	49
本荘由利	ワンハウス（株）	従業者姓名変更	山内なつみ	75
本荘由利	（株）すまいえ不動産	専任宅地建物取引士	加藤　健（就）舩木晴美（就）	77
本荘由利	（有）三光ハウジングサービス	宅地建物取引士 従　業　者	加藤祥雄（就） 大坂正陽（就）	75

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
本荘由利	朝日綜合（株）　アパマンショップ本荘店	政令使用人 従業者	山平　亮（退）工藤りょう子（就） 草薙由記子（就）	79
本荘由利	秋田ハウス（株）	宅地建物取引士	佐藤助治（退）	76
本荘由利	須田不動産（株）	専任宅地建物取引士 従業者	伊藤大介（宅地建物取引士へ変更） 須田千奈湖子（退）	74
本荘由利	伊藤建友（株）	宅地建物取引士	高橋　要（退）	74
本荘由利	三光不動産（株）　本荘支店	従業者	佐々木智子（退）	80
大仙	朝日綜合（株）　アパマンショップ大曲店	従業者	川越瑛慈（就）畠山奈央（就）	88
大仙	（株）アセンブル	代表者	賢木富士桜（退）齊藤光治郎（就）	85
大仙	（有）伊藤住宅	所在地	〒014-0002　大仙市花館上町１番２号	82
大仙	（株）Haga ホーム	専任宅地建物取引士	高橋一也（退）平野真理（就）	86
大仙	（株）モリ不動産	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者	沼澤裕明（退）森　蘭子（就） 三浦由紀子（就） 平川祐毅（就）	85
横手	（株）モリ不動産　横手支店	政令使用人 専任宅地建物取引士 従業者	森　蘭子（退）沼澤裕明（就） 森　蘭子（退）沼澤裕明（就） 平川祐毅（退）沢田将幸（就）	97
横手	（株）秋田住宅流通センター　横手店	従業者	成田　淳（就）菅原寛基（就）谷藤葉月（就）	97
横手	朝日綜合（株）　アパマンショップ横手店	宅地建物取引士	大台美紗子（就）	97
横手	（株）県南地所	代表者 従業者	高橋健一（退）林　茂樹（就） 鈴木美保（誤）鈴木美穂（正）	93
横手	（株）ハシモトホーム　横手支店	代表者	橋本貞夫（退）橋本吉徳（就）	98
湯沢雄勝	住まいル不動産	従業者	宮原美恵子（就）	101

会員数

平成28年1月31日現在

	大館北鹿	能代山本	男鹿南秋	秋田	本荘由利	大仙	横手	湯沢雄勝	合計
正会員	42	32	30	202	41	52	35	18	452
準会員	2	2	0	31	4	1	6	0	46
計	44	34	30	236	45	53	41	18	501

秋田レインズ物件種類別在庫数

（平成27年8月1日～平成28年1月31日）

売買物件

単位：件

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
前月末在庫数	1,272	1,241	1,226	1,277	1,262	1,281
売買新規登録数	225	244	286	264	213	280
（前年同月登録数）	391	445	317	317	270	342
（土　　地）	163	168	200	181	139	207
（戸　　建）	43	55	62	59	59	50
（マンション）	9	11	10	9	6	8
（事　業　用）	10	10	14	15	9	15
当月成約数	24	36	41	28	32	25
（土　　地）	10	15	12	14	17	11
（戸　　建）	11	18	19	10	10	11
（マンション）	3	1	8	3	5	0
（事　業　用）	0	2	2	1	0	3
当月取下げ・削除	232	223	194	251	162	282
（土　　地）	176	151	143	194	118	214
（戸　　建）	39	52	37	37	26	49
（マンション）	8	7	2	6	10	7
（事　業　用）	9	13	12	14	8	12
売買当月末在庫数	1,241	1,226	1,277	1,262	1,281	1,254
（前年同月末在庫数）	1,331	1,402	1,440	1,423	1,344	1,330
（土　　地）	918	920	965	938	942	924
（戸　　建）	231	216	222	234	257	247
（マンション）	37	40	40	40	31	32
（事　業　用）	55	50	50	50	51	51

賃貸物件

単位：件

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
前月末在庫数	688	665	652	663	677	642
売買新規登録数	203	244	278	239	165	334
（前年同月登録数）	275	205	304	170	168	314
（土　　地）	0	0	1	1	0	1
（戸　　建）	28	42	48	42	20	56
（マンション）	150	175	207	167	118	245
（事　業　用）	25	27	22	29	27	32
当月成約数	47	80	57	38	41	63
（土　　地）	1	0	0	0	0	0
（戸　　建）	2	6	6	7	7	14
（マンション）	42	71	45	27	32	39
（事　業　用）	2	3	6	4	2	10
当月取下げ・削除	179	177	210	187	159	160
（土　　地）	0	0	0	1	1	0
（戸　　建）	30	25	33	30	31	32
（マンション）	132	135	162	128	117	101
（事　業　用）	17	17	15	28	10	27
売買当月末在庫数	665	652	663	677	642	753
（前年同月末在庫数）	849	729	760	734	731	773
（土　　地）	1	1	2	2	1	2
（戸　　建）	69	80	89	94	76	86
（マンション）	460	429	429	441	410	515
（事　業　用）	135	142	143	140	155	150

庶務報告

平成27年8月1日から平成28年1月31日まで

8月

3(月)　全宅連･全宅保証第2回組織整備特別委員会
　　全宅連会館（金子健三会長）
5(水)～7(金)
　　全宅連北海道･東北･甲信越連絡会第2回運営協議会　浅虫温泉海扇閣（金子健三会長、赤田英博副会長、藤田雅之事務局長）
17(月) 秋田県不動産会館改修工事開札会　秋田県不動産会館（田村光弘会館建設等検討特別委員長、長門孝一会館建設等検討特別副委員長、澤木繁則会館建設等検討特別委員、金子健三会館建設等検討特別委員、赤田英博会館建設等検討特別委員、佐藤孝一会館建設等検討特別委員、藤田雅之事務局長）
18(火) 能代山本地区協議会研修会　プラザ都
〃　　福島の復興と創生のつどい　ホテルグリーンパレス福島（金子健三会長）
〃　　第1回会館建設等に関わる正副会長･専務理事･会館建設等検討特別委員長合同会議　秋田県不動産会館
19(水) 大館北鹿地区協議会研修会　プラザ杉の子
24(月) 全宅連･全宅保証第3回組織整備特別委員会
　　全宅連会館（金子健三会長）
25(火) 男鹿南秋地区協議会研修会　天王温泉くらら
〃　　都道府県協会長･本部長合同会議　岐阜グランドホテル（金子健三会長）
26(水) 全宅連･全宅保証合同正副会長･委員長会議　岐阜グランドホテル（金子健三会長）
27(木) 本荘由利地区協議会研修会　本荘グランドホテル
31(月) 第3回宅建試験事務説明会　宮城県宅地建物取引業協会（中野亮吉常務理事、藤田雅之事務局長）

9月

2(水)　全宅連東日本地区指定流通機構協議会平成27年度評議員会　サンルートプラザ東京（金子健三会長、赤田英博副会長、木村吉輝常務理事）
3(木)　秋田地区協議会研修会　イヤタカ
4(金)　東北財務局秋田財務事務所来所（赤田英博副会長）
7(月)　第2回会館建設等に関わる正副会長･専務理事及び会館建設等検討特別委員長合同会議　秋田県不動産会館
9(水)　第35回ゴルフコンペ　森岳温泉36ゴルフ場
10(木) 相談業務担当役職員研修会　ホテルメトロポリタン秋田
11(金) 大仙地区協議会研修会　大曲プラザたつみ

16(水) 第2回会館建設等検討特別委員会　秋田県不動産会館
〃　第2回常務理事会　秋田県不動産会館
17(木) 第2回情報提供業務委員会　秋田県不動産会館
23(水) 不動産フェア　いとく大館ショッピングセンター･いとく能代ショッピングセンター･天王グリーンランド･にぎわい交流館ＡＵ･イオンスーパーセンター本荘店･タカヤナギグランマート中通店･タカヤナギグランマート婦気店･タカヤナギグランマート湯沢インター店
24(木) 秋田市住生活基本計画策定委員会　秋田市役所研修棟（赤田英博副会長）
25(金) 都道府県宅建協会･本部事務局長会議　アーバンネット神田カンファレンス（藤田雅之事務局長）
27(日) 第2回宅地建物取引士法定講習　秋田キャッスルホテル
29(火) 宅地建物取引士資格試験監督員等説明会　秋田県不動産会館
〃　第3回会館建設等に関わる正副会長･専務理事及び会館建設等検討特別委員長合同会議　秋田県不動産会館

10月

2(金)　湯沢雄勝地区協議会研修会　湯沢グランドホテル
6(火)　全宅連･全宅保証第4回組織整備特別委員会　全宅連会館（金子健三会長）
〃　県北地域研修会　プラザ都
13(火)　(公社)宮城県宅地建物取引業協会田所照章前会長を偲ぶ会　ホテルメトロポリタン仙台（金子健三会長）
18(日) 宅地建物取引士資格試験　ノースアジア大学
19(月) 暴力団壊滅秋田県民会議第3回理事会　秋田県社会福祉会館（赤田英博副会長）
23(金) 第1回情報提供業務委員会正副委員長会議　秋田県不動産会館
26(月) 全宅連第2回総務･財務委員会　秋田キャッスルホテル（金子健三会長）
28(水) 東北地区不動産公正取引協議会連合会総会　ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング（金子健三会長）
29(木)　全宅連･全宅保証正副会長会議　ホテル日航金沢（金子健三会長）
〃　平成27年度法テラス秋田地方協議会　秋田市文化会館（安藤晃常務理事）
〃　中央地域研修会　イヤタカ

11月

3(火) 安田勝位氏旭日双光章受章祝賀会　ホテル青森（金子健三会長）
5(木)　県南地域研修会　大曲プラザたつみ
6(金)　不動産公正取引協議会連合会理事会及び第13回通常総会　ホテルオークラ福岡（金子健三会長）
9(月)　秋田県不動産会館耐震化及び改修工事説明会　秋田県青少年交流センター
10(火) ハトマーク支援機構評議員会　全宅連会館（金子健三会長）
13(金) 第11回ボウリング大会　ボウルジャンボ秋田
18(水) 東北地区不動産公正取引協議会構成団体調査員･規約担当事務局職員･賛助会員に対する研修会　ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング（中野亮吉常務理事、五十嵐真美事務局職員）
24(火) 全宅連第2回理事会　第一ホテル東京（金子健三会長）
〃　全宅連東日本指定地区流通機構協議会第2回幹事会（金子健三会長）
〃　北海道･東北･甲信越地区連絡会第3回運営協議会　第一ホテル東京（金子健三会長）
25(水) 全宅管理第2回理事会　ＴＫＰ神田ビジネスセンター（赤田英博副会長）
30(月) 第4回正副会長会議　秋田県不動産会館
〃　平成27年度上期監査会　秋田県不動産会館

12月

1(火)　秋田県居住支援協議会　秋田県地方総合庁舎（藤田雅之事務局長）
2(水)　東京都宅地建物取引業協会創立50周年記念講演会　東京国際フォーラム（金子健三会長）
3(木)　全宅連第3回総務財務委員会　全宅連会館（金子健三会長）
〃　東北地区宅建協議会　秋保グランドホテル（金子健三会長）
4(金)　一般消費者セミナー　秋田キャッスルホテル
8(火)　全宅連･全宅保証第5回組織整備特別委員会　全宅連会館（金子健三会長）
〃　第2回人材育成業務委員会　ホテルメトロポリタン秋田
9(水)　第3回常務理事会　秋田県青少年交流センター
11(金) 平成27年度宅建試験に係る総括会議　一般財団法人不動産適正取引推進機構（中野亮吉常務理事、藤田雅之事務局長）
15(火) 不動産フェア反省会　イヤタカ
17(木) 全宅連･全宅保証合同正副会長委員長会議　全宅連会館（金子健三会長）
24(木) 第2回理事会　ホテルメトロポリタン秋田

1月

13(水) 都道府県協会長･本部長合同会議　東京プリンスホテル（金子健三会長）
〃　全宅連･全宅保証合同新年賀詞交歓会　東京プリンスホテル（金子健三会長）
21(木) 東京都宅建協会創立50周年記念祝賀会　京王プラザホテル（金子健三会長）
26(火) 第1回管理業務委員会　ホテルメトロポリタン秋田
29(金) 第2回情報提供業務委員会正副委員長会議　秋田県不動産会館

［不動産キャリア］サポート研修制度　　全宅連からのお知らせ

取引の流れがわかる
めざせ！不動産キャリアパーソン

住まい購入の安心の目安に
社内研修、従業員教育の一環に
「実務」知識の差が仕事の大きな差に

テキスト＋Webで学習

佐藤まり江さん

公益認定事業【不動産キャリアパーソン】とは

不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座。
宅建業従事者の方なら、修了試験合格後、全宅連に申請すると
「不動産キャリアパーソン」として資格登録されます。

受講料　①宅建協会会員、その従業者：8,000円（税別）
　　②その他：12,000円（税別）

資格は宅地建物取引業従事者にのみ授与

公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）

〔お問合せ〕　全宅連 広報研修部　TEL 03-5821-8112（平日9:00～17:00）
〔お申込み〕　全宅連ホームページまたは所属の宅建協会へ

不動産キャリアパーソン

REAL PARTNER
全宅管理

全宅管理 賃貸不動産管理業界最大の会員数 入会のご案内

「賃貸不動産管理業務マニュアル」
「賃貸不動産管理　標準化ガイドライン」
「賃貸不動産管理　標準化ガイドラインの手引き」

今なら！ ＋

「間取りプレミアム」
「ひな形 Bank」
「入居のしおり」30部

計 6種プレゼント

期間限定：平成28年3月31日入会受付分まで

★入会特典★

●「賃貸不動産管理業務マニュアル」
賃貸不動産管理業務のノウハウ等を効率的に提供する目的で本会が作成いたしました。この1冊で賃貸不動産管理業務に必要な知識が網羅出来る充実した内容となっています。

●「賃貸不動産管理　標準化ガイドライン」
●「賃貸不動産管理　標準化ガイドラインの手引き」
本ガイドライン及び手引きは本会が定める自主ルールであり、会員である賃貸不動産管理業者を対象に、標準的に行うべき賃貸不動産管理業務の内容が明示されています。

●「間取りプレミアム」
●「ひな形 Bank」
初めて導入される方にも安心のかんたん間取り図面作成ソフトと、表現力豊かな販売図面・チラシ等作成ソフト。　※計6万円相当（通常販売価格の合計額）

●「入居のしおり」
賃貸物件へ入居される方への入居中のルール・諸注意等をまとめた冊子。

AKITA TAKKEN